

刑法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する等の法律案 概要

背景・経緯

- ◎ 心理的な支配を利用して財物を交付させる等の行為により、深刻な被害が発生している。また、このような行為が組織的な態様で行われることにより、被害が拡大している。
- ◎ 法人の活動として法令に違反する行為が行われた場合において、法人の解散命令を含む行政庁の権限が適確に行使されていない。

【第1条】 心理的支配利用罪の新設〔刑法の改正〕

- 刑法に**心理的支配利用罪**を新設する。

人を偽計、威力その他不正の方法により自己の心理的な支配の下に置き、又は人が偽計、威力その他不正の方法により第三者の心理的な支配の下に置かれていることに乗じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは**他人**にこれを得させた者は、10年以下の拘禁刑に処する。

↳ 「他人」には、行為者の属する団体も含まれ得る。

※ 心理的な支配の下に置かれたかどうかの判断に当たっては、児童福祉法の「支配下に置く行為」の処罰規定に係る昭和56年最高裁決定における①「心理的な影響を及ぼし」、②「意思を左右し得る状態に置き」、③「影響下から離脱することを困難にさせた」という3要素が参考になる。

- 国外犯処罰 ○ 未遂犯処罰 ○ 通信傍受の対象犯罪への追加〔通信傍受法の改正〕

【第2条】 組織的な態様で行われた心理的支配利用罪の刑の加重〔組織的犯罪処罰法の改正〕

- 心理的支配利用罪に当たる行為が、団体の活動として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときの**法定刑を1年以上の有期拘禁刑に加重**
- 組織的な態様で行われる心理的支配利用罪を合意制度（日本版司法取引）の対象犯罪に追加〔刑事訴訟法の改正〕

- 心理的支配利用罪の法定刑を長期4年以上の拘禁刑としたことに伴い、組織的犯罪処罰法における「犯罪収益」の前提犯罪となり、犯罪収益等收受等の罪及びそれらの罪に係る両罰規定の対象となる。
- 心理的支配利用罪が組織的な態様で行われた場合には、組織的犯罪処罰法に基づき同罪の犯罪行為により得た犯罪被害財産の没収が可能となり、それが被害回復給付金の原資となる。

【第3条】 法人の法令違反行為に対する適確な権限行使

- 会社、宗教法人その他の法人の活動として法令に違反する行為が行われた場合においては、当該法人によるその後の法令に違反する行為を確実に防止する観点から、行われた行為に係る態様、結果その他の事情を踏まえ、会社法、宗教法人法その他の関係法律の規定による**行政庁の当該法人に係る権限が適確に行使**されるものとする。